

パナマにおける新型コロナウイルス感染の現状と活動制限の現状

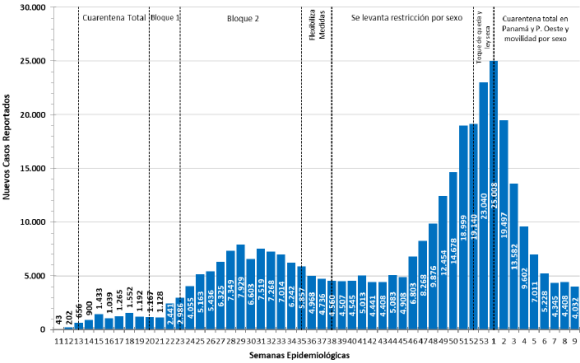
令和3年3月11日
在パナマ大使館

新型コロナウイルス感染にかかるパラメーターの目標と現状

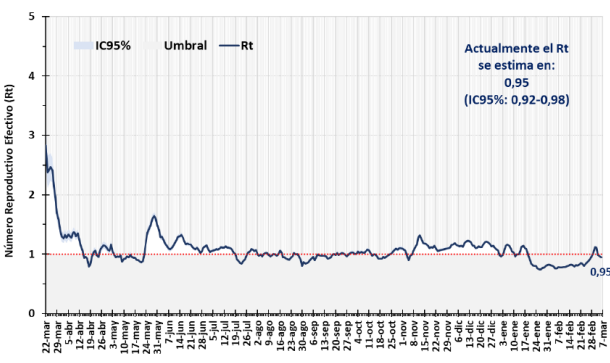
項目	目標	現状 (括弧内は前週比) (※項目は前々週比)
1週間の新規感染者数	—	4,032 (-376)
1週間の新規死亡者数	—	79 (-25)
検査陽性率	—	7.2%(+0.2)
実効再生産数(Rt)	1.0以下	0.95(-0.04)
致死率	3%未満	1.7 (±0)
利用可能な病床数※	20%以上	52% (-1)
利用可能な I C U病床数※	15%以上	49%(+2)
利用可能な人工呼吸器※	—	75%(+3)

(出典:3月9日汎米保健機構発表)

感染者数の推移



実効再生産数(Rt)の推移



(出典:3月9日汎米保健機構発表)

活動制限の現状

	2月19日、23日及び3月2日保健省発表による規制措置等 (パナマ県・西パナマ県)
1 外出制限 (撤廃)	2 / 8 より、性別毎の買い物制限を撤廃。
2 夜間外出禁止 (継続)	3月6日以降、 全ての曜日で午後10時 から午前4時まで夜間外出禁止
3 週末完全外出禁止 (撤廃)	3月6日(土)以降は、週末の完全外出禁止措置を撤廃。
4 経済活動等	(1) 2 / 1 より、小売店の対面営業及び美容院・理髪店等の営業再開 (2) 2 / 8 より、レストランの営業再開 (閉店 午後9時) (3) 2 / 15 より、洗車、仕立て屋、靴屋、文化産業等の営業を許可 (ただし、映画館は除く) (4) 2 / 22 より、ジム (収容可能人数の50%まで)、マッサージ・スパ (予約制)、マリーナ、フィッシング施設の営業再開 (5) 3 / 6 (土) より、映画館 (収容可能人数の50%まで) 及びカジノの営業再開、運動場の開放 (レクリエーション使用のみ)、バー、ディスコ等におけるデリバリー営業再開
5 その他措置等	(1) アパート等建物の共有スペースとプールの使用許可 ※ファミリーバブルの維持、収容可能人数の25%まで (2) ビーチ・河岸の滞在許可: 3月6日以降は全ての曜日で午前6時から午後5時まで 。 ※アルコール販売・消費の禁止